

船舶事故調査報告書

平成31年3月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成30年9月6日 09時50分ごろ
発生場所	和歌山県由良町由良港内 紀伊由良港ムロノキ鼻灯標から真方位019°180m付近 (概位 北緯33°57.3′ 東経135°05.4′)
事故の概要	漁船さいばい丸は、釣り筏をえい航中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年9月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わない。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 さいばい丸、1.5トン WK3-20880（漁船登録番号）、由良町漁業協同組合 6.77m (Lr) × 2.47m × 0.84m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成2年3月26日
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月27日 免許証交付日 平成26年2月21日 (平成31年8月1日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約27℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、台風第21号の影響により流失した由良港内に設置されている海上釣り堀の釣り筏等を回収する目的で、僚船3隻と共に平成30年9月6日07時00分ごろ同港神谷の係留地を出港した。 船長は、09時30分ごろ、自身が行っていた作業が終了したので、僚船1隻（以下「本件僚船」という。）が行っている‘由良港の東部に流失した釣り筏’（以下「本件筏」という。）を係留地までえい

航する作業に加わった。

本船は、船首部にえい航索を取り付けて本件僚船と接続し、さらに本件僚船がえい航索2本により本件筏に接続していた。

本件僚船は、えい航を開始して約10分後、本件僚船と本件筏とを接続していたえい航索1本が切断したので、えい航作業を本船に引き継いで別の作業をすることとした。

本船は、船首部にあるたつに長さ約10m、直径約10mmのポリエステル製のえい航索により本件筏と接続し、船長が右舷船尾部にあるハッチに腰を掛けて操船に当たり、単独で係留地に向けてえい航を開始した。(図1参照)

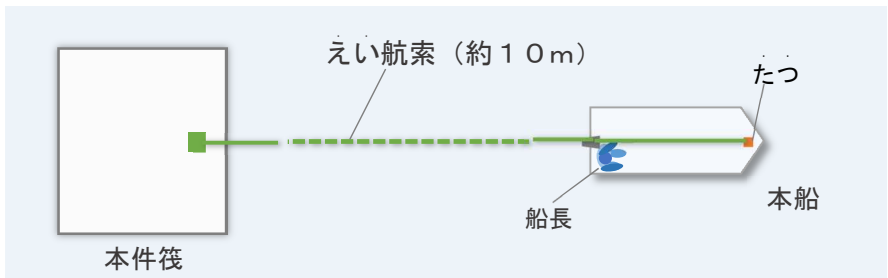


図1 えい航の状態

本件僚船の船長は、海上釣り掘付近に戻り、別の釣り筏の回収作業をしていたが、09時50分ごろ、本船がどの辺りまで進んだのか気になって西方を確認したところ、本船が係留地とは逆方向に航行していることを認め、不審に思い、同作業をやめて本船に向かった。

本件僚船の船長は、本船が係留地の南方に敷設されているいけす付近で左旋回を続け、また、本船上に人影が認められなかったので、船長が甲板上で倒れているのではないかと思い、本件僚船を本船に横付けして移乗した。

本件僚船の船長は、本船上には船長の姿がなかったので、本件僚船に戻り付近を搜索したところ、いけすの東方付近にうつ伏せになり頭部が下がった状態で海面に浮いている船長を発見し、本件僚船に引き揚げ、係留地に向かうとともに、所属漁業協同組合(以下「漁協」という。)の担当者に携帯電話で本事故の発生を連絡した。

船長は、本件僚船に引き揚げられた際、意識はなく多量の海水を飲み込んでいたような状態であった。

船長は、係留地に運ばれた後、漁協担当者から通報を受けた救急隊によって救急車で病院に搬送された。

救急隊は、本事故の発生を海上保安庁に通報した。

船長は、7日05時10分ごろ、医師により死亡が確認され、死因は溺水と診断された。

(付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船、写真2 本件筏(同型) 参照)

その他の事項

船長は、発見時に救命胴衣(固形型チョッキ式)を着用していたが

前面の紐が結ばれていない状態であった。

救命胴衣の前面の紐が結ばれていない状態では、落水して意識を失った場合、身体が後傾姿勢とならず、呼吸ができない状態となる可能性がある。

船長は、本船の操船経験があり、これまでに釣り筏のえい航作業も経験したことがあった。

本件筏は、正方形で一辺の長さが約15mであり、本事故時も本船にえい航された状態であった。

本船は、船尾側の甲板上に、左右の高さが異なる工具収納用木箱1個が設置されており、それぞれの甲板上からの高さは、約80cmと約60cmであった。(写真3参照)



写真3 本船に設置されていた木箱

本船のえい航索は、船首部のたつから、船尾部の木箱の上部を通過して船長が操船していた場所の左側付近から本件筏の方に向かって伸びていた。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
なし

船長の死因は、溺水であった。

本船は、9月6日09時40分ごろ単独でえい航を開始し、09時50分ごろ本件僚船の船長が係留地とは逆方向に航行している本船を認めたことから、この間において、船長が落水したものと考えられる。

船長は、本船が係留地に向けて右転するとき、本船上のえい航索が振れ回った際、身体にえい索が接触するなどして落水し、救命胴衣の前面の紐が結ばれていなかったことから、落水後に海水を飲み込み、意識を失って後傾姿勢とならず、溺水した可能性があると考えられるが、それらの状況を明らかにすることはできなかった。(図2参照)

	<p style="text-align: center;">図2 直進時及び右転時のえい航索の動き（イメージ図）</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、由良港内において、本件筏をえい航中、船長が本船上のえい航索が振れ回って身体にえい航索が接触するなどして落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長大物件のえい航作業を行う際は、単独では行わず、見張り員を配置するなどして複数で行うこと。 ・えい航索は、振れ回りや破断の可能性を考慮し、船尾部のたつにえい航索を取り付けるなど、身体の近くで振れ回らないように接続すること。 ・救命胴衣は、適切に着用すること。

付図1 事故発生経過概略図



写真1 本船



写真2 本件筏 (同型)

